



兵庫労働局発表
平成25年5月30日

報道関係者 各位

[照 会 先]

兵庫労働局労働基準部

安 全 課

課 長 高 尾 聡

主任安全専門官 古 谷 勝一

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

平成25年度全国安全週間の実施について

平成25年度全国安全週間（主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会）は、7月1日から7月7日までの間の本週間（準備期間：平成25年6月1日～6月30日）に

高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害

をスローガンとして、全国で展開されます。

兵庫労働局管内では、今年に入り、死亡災害は前年同期と同じ12人が亡くなっており、この全国安全週間を契機に、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めていただき、安全活動の着実な実施を図っていただくよう、呼びかけます。

- 1 全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く、一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年に実施されて以来、一度も中断されることなく続けられ、今年で86回目を迎えます。
- 2 兵庫労働局管内での、今年に入ってから休業4日以上死傷災害（4月末現在）は、975人で前年同期に比べて13%（151人）減少しています。
- 3 全国安全週間（準備期間を含む）での主な取組
 - ・発注機関連絡会議（6月11日）
 - ・労働局長による安全パトロールの実施
 - 7月1日：三井住友建設(株)（新名神高速道路武庫川橋工事）、神戸市北区道場町
【詳細は別途お知らせします。】
 - ・期間中は、関係団体とも連携して、安全大会、安全パトロール等を実施することとしている。

4 厚生労働省「あんぜんプロジェクト」への参加について

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

現在、兵庫県内の事業場（企業）については、製造業 7 事業場（企業）、第三次産業 2 事業場（企業）が参加していますが、安全週間を契機に、他の事業場（企業）についても、積極的な参加を呼びかけることとしています。

（兵庫県下の参加事業場）

事業場名	業種	所在地
アワジダイヤモンド工業株式会社	機械器具製造業	洲本市
住友化学株式会社 健康・農業関連事業研究所	教育・研究業	宝塚市
株式会社 G F F 関西工場	食料品製造業	加西市
住友電気工業株式会社 伊丹製作所	機械器具製造業	伊丹市
関西熱化学株式会社	化学工業	尼崎市
株式会社神戸製鋼所 高砂製作所	機械器具製造業	高砂市
株式会社神戸製鋼所 神戸総合技術研究所	教育・研究業	神戸市
パナソニック株式会社 デバイス社 回路部品ビジネスユニット 但馬工場	機械器具製造業	豊岡市
バンドー化学株式会社	ゴム製品製造業	神戸市

5 「見える」安全活動コンクールについて

各事業場の安全週間中の実施事項として、実施要綱 9 の（2）の①のアの（エ）において、『見える化』等の日常的な安全活動の充実・活性化があげられています。

厚生労働省では、平成 24 年度「見える」安全活動コンクールを実施し、その結果発表が平成 25 年 3 月 29 日に行われ、7 つの種類のうちの「安全衛生情報の『見える化』」の部門で、兵庫県内事業場からは、2 社の活動が優良事例として発表されました。

事業場名	業種	所在地
株式会社 G F F 関西工場	食料品製造業	加西市
モメンティブ・パフォーマンス・ マテリアルズ・ジャパン合同会社	セラミック製品製造業	佐用郡

（添付資料）

- ・「平成 25 年度全国安全週間実施要綱」
- ・「平成 25 年（1 月～4 月）労働災害の発生状況」
- ・「あんぜんプロジェクト」
- ・「見える」安全コンクール

平成25年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で86回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

労働災害による死亡者数は、年々減少してきていたが、平成21年から大幅な増減を繰り返している。一方、労働災害による死傷者数は、平成22年から3年連続の増加となり、極めて憂慮すべき事態となっている。特に、産業構造の変化等により、製造業、建設業等の労働災害の占める割合が減少し、小売業、社会福祉施設等の労働災害の占める割合が増加している。

労働災害を防止するためには、トップから安全衛生の担当者、労働者までの事業場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることに加え、事業者から労働者一人ひとりまでの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要がある。

平成25年度の全国安全週間は、

たか 高めよう ひとり 一人ひとりの安全意識 あんぜんいしき みんなの ちから 力で さいが い ゼロ災害

をスローガンとして展開することにする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成25年7月1日から7月7日までとする。

なお、安全週間の実効を上げるため、平成25年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全を最優先する企業文化である安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- ② 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- ⑤ 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ⑥ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- ⑦ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ⑧ 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ⑨ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- ⑩ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- ⑪ 「安全の日」等の設定を行う。
- ⑫ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事を行う。

(2) 継続的に実施する事項

① 全般的事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備及びその活動の活性化

- (イ) 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施
 - a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施
 - b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立
 - c 機械の設計・製造者等による機械の危険性等の通知の作成及び機械譲渡者等による通知の徹底
 - d 化学物質の譲渡提供時のラベル表示、化学物質等安全データシート(SDS)の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施
- (ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進
- (エ) 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
- (キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う安全作業マニュアルの整備、見直し
- (ク) 事業場での労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底
 - (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
 - (ウ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (エ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (オ) トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育の実施
 - (カ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
 - (キ) 事業場での安全教育担当者の育成
- ウ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
- エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進
 - (ア) 機械設備等作業環境の改善
 - (イ) 作業方法、作業配置等の改善
- オ 緊急時の労働者の安全確保マニュアルの整備
- カ 快適な職場環境の形成の推進

キ 労働時間等労働条件の適正化の推進

② 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進

ア 東日本大震災に伴う復旧・復興工事での労働災害防止対策の推進

(ア) 建築物等の解体工事及び除染作業での労働者と解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底

(イ) 震災復旧・復興工事の進捗に応じた施工計画、作業計画の作成及びそれら計画に基づく工事の安全な実施

(ウ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

(エ) 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施

(オ) 安全靴、保護帽、保護手袋、防じんマスク等作業内容に応じた保護具の使用

(カ) 熱中症予防対策の実施

イ 第三次産業の労働災害防止対策の推進

(ア) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特定・改善の実施

(イ) 重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底

(ウ) 職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進

(エ) 交通労働災害防止のための教育の実施

(オ) 安全衛生責任者による職場の安全点検及び改善の実施

(カ) 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底

ウ 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進（交通労働災害防止活動の推進を含む。）

(ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落転落防止対策の徹底

(イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施

(ウ) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

(エ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

(オ) 交通労働災害防止のための教育の実施

(カ) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

エ 建設業での労働災害防止対策の推進

(ア) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底

(イ) 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施、足場の設置が困難な場合の安全帯（救出に時間を要する場所等においては、ハーネス型安全帯）の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底

(ウ) クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底

(エ) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長教育、新規入職者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育等の徹底

(オ) 熱中症予防対策の実施

オ 製造業の労働災害防止対策の推進

(ア) 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用

(イ) 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施

(ウ) 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底

(エ) 元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた

総合的な安全管理の徹底

(オ) 派遣労働者の派遣先事業場の労働災害防止のための措置義務の徹底

カ その他の労働災害防止対策の推進

(ア) 林業での労働災害防止対策の推進

a 新規就業者等経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底

b 間伐作業での安全対策の徹底

c 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

(イ) 爆発・火災災害防止対策の推進

a 「化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の表示又は通知等の促進に関する指針」に基づく化学物質の譲渡提供時のラベル表示、化学物質等安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施

b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施

c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施

d 特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認及び必要に応じてのリスクアセスメント等の見直し

平成25年(1月～4月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

業 種	平成25年(1月～4月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	975 (11)	100.0% (100.0%)	1,126 (11)	100.0% (100.0%)	-151 ()	-13.4% ()
製 造 業	274	28.1% ()	323 (2)	28.7% (18.2%)	-49 (-2)	-15.2% (-100.0%)
鉱 業	1	0.1% ()	5	0.4% ()	-4 ()	-80.0% (-)
建 設 業	126 (2)	12.9% (18.2%)	147 (7)	13.1% (63.6%)	-21 (-5)	-14.3% (-71.4%)
交 通 運 輸 業	23	2.4% ()	32	2.8% ()	-9 ()	-28.1% (-)
陸上貨物運送事業	130 (3)	13.3% (27.3%)	155	13.8% ()	-25 (3)	-16.1% (-)
港 湾 運 送 業	10 (1)	1.0% (9.1%)	11	1.0% ()	-1 (1)	-9.1% (-)
農 林 業	22	2.3% ()	23	2.0% ()	-1 ()	-4.3% (-)
畜 産・水 産 業	8	0.8% ()	6	0.5% ()	2 ()	33.3% (-)
商 業	111 (3)	11.4% (27.3%)	148	13.1% ()	-37 (3)	-25.0% (-)
金 融・広 告 業	10	1.0% ()	5	0.4% ()	5 ()	100.0% (-)
映 画・演 劇 業		()		()	()	- (-)
通 信 業	22 (1)	2.3% (9.1%)	16	1.4% ()	6 (1)	37.5% (-)
教 育・研 究 業	5	0.5% ()	11	1.0% ()	-6 ()	-54.5% (-)
保 健 衛 生 業	63 (1)	6.5% (9.1%)	90 (1)	8.0% (9.1%)	-27 ()	-30.0% ()
接 客 娛 楽 業	66	6.8% ()	54	4.8% ()	12 ()	22.2% (-)
清 掃・と 畜 業	60	6.2% ()	50 (1)	4.4% (9.1%)	10 (-1)	20.0% (-100.0%)
官 公 署		()		()	()	- (-)
そ の 他 の 事 業	44	4.5% ()	50	4.4% ()	-6 ()	-12.0% (-)

平成25年 死亡災害発生状況(兵庫県内速報値)

作成日 平成25年5月20日

	平成25年1月～作成日		前年同期		前年比較	
	死亡者数	構成率	死亡者数	構成率	増減数	増減率
全業種	12	100.0%	12	100.0%	0	0.0%
製造業	0	0.0%	2	16.7%	-2	-100.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	3	25.0%	8	66.7%	-5	-62.5%
交通運輸業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
陸上貨物運送事業	3	25.0%	0	0.0%	3	300.0%
港湾荷役業	1	8.3%	0	0.0%	1	100.0%
林業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の事業	5	41.7%	2	16.7%	3	150.0%



あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない
日本を目指して、働く方の安全に一生懸命
に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」
が元気になる職場を創るプロジェクトで
す！



サイトで募集
メールで参加申請できます。

プロジェクトメンバー（参加企業）

の安全への取組はここからご覧下さい。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

● ● 安全は企業の礎です。 ● ●

働く人の安全と健康を確保することは事業者の責務ですが、そのためには、企業とそこで働く方々の創意と工夫による不断の努力が不可欠です。また、安全への取組は、働く人の能力向上、企業の生産性向上、ご家族の安心やワークライフバランスの実現にも良い影響を与えます。さらには、消費者の皆様に良質な製品やサービスを提供することにつながるものです。

あんぜんプロジェクトは、働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる企業を応援しています！

お問い合わせ

あんぜんプロジェクト事務局（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）

電話：03-3595-3225

e-mail：anzenproject@mhlw.go.jp

● ● あんぜんプロジェクト FAQ ● ●

1. プロジェクトの趣旨について教えてください。

働く人の安全を確保することは事業者の責務であり、企業において最優先に取り組んでいただきたいことです。安全への取組は働く人の命や健康を守るだけでなく、生産性の向上が期待されるとともに、企業内の士気を高め、働く人同士の信頼感の向上につながることを期待されます。このような労働環境であれば、働く人は働きがいをもって業務をこなし、個々の能力を向上できます。また、ご家族も安心して働く人を会社に送り出せます。安全への取組は、いわば、企業の礎です。

このように、良い製品やサービスを消費者に提供することとそこで働く人の安全への取組は切り離せないものであり、消費者の皆様にとっても、両者はともに企業のマネジメントのレベルを示すものとして重要な指標であると考えています。

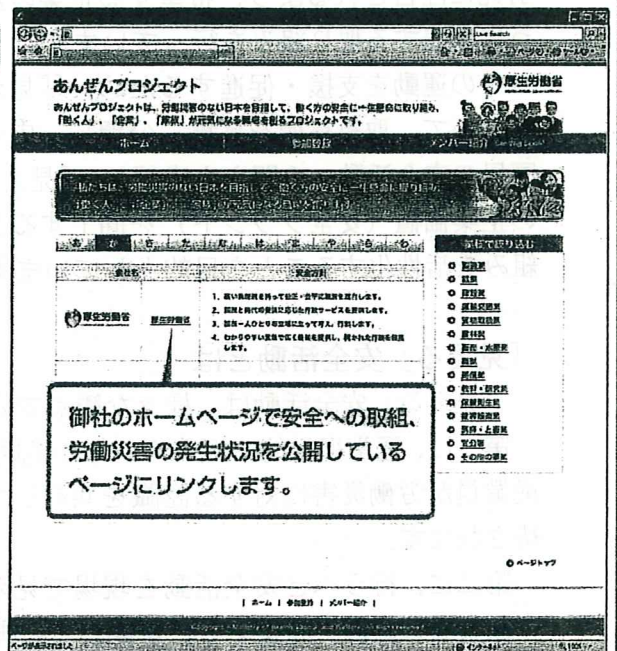
「あんぜんプロジェクト」に参加する企業(プロジェクトメンバー)は、このような理念のもと、労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組むものとし、また、プロジェクトメンバーの取組を広く国民の皆様を紹介することで、企業価値(安全ブランド)の向上に繋がることを期待するものです。

2. プロジェクトに参加するとどうなるのでしょうか？

プロジェクトメンバーは、労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組むものとし、その安全活動の状況、労働災害の発生状況等をホームページで公開していただきます。当「あんぜんプロジェクト」サイトでプロジェクトメンバーの企業名等を公表し、該当ページにリンクを張らせていただきます。

右図の見本をご参照ください。

※ホームページのレイアウトは、事務局により、事前の通知なく改訂される場合がありますので、予めご承知ください。



3. プロジェクトに参加資格はあるのでしょうか？

以下の(1)～(3)が参加資格となります。

- (1) 働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる事業場・企業または企業グループであること。
- (2) 事業場・企業または企業グループでの安全活動の状況、労働災害の発生状況等をホームページで公開していること(企業のCSR報告書の一部でもかまいません。)
- (3) 労働保険に加入していること。

4. 申込みするための手続きを教えてください。

次のURL (<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>) から申請書(エクセル)をダウンロードし、必要事項を記入の上、事務局(anzenproject@mhlw.go.jp)まで送付ください。

申請書の内容を事務局で確認した後、掲載予定日を御連絡いたします。

※申請書の記載等から「あんぜんプロジェクト」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないこともあります。

※以上の他、あんぜんプロジェクトの詳細については、以下のURLからホームページをご覧ください。 (<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>)

「見える」安全活動コンクール

コンクールの趣旨・目的

平成 23 年の労働災害による死亡者数は 1,024 人と過去最少だったものの、休業 4 日以上之死傷者数は 111,349 人と前年に比べて 3,590 人増加（+3.3%）となり、33 年ぶりに 2 年連続の増加という残念な結果となりました。さらに平成 24 年も増加が危惧されています。建設業では、約 6 割の企業が、最近の厳しい経営環境により安全衛生管理活動に支障を来しているまたは後退しているとするなど、企業の安全への取り組みはその足元が危うい状態にあります。

こうした状況の中、厚生労働省では、平成 23 年 4 月に緊急に取りまとめた「安全から元気を起こす戦略」に基づき、「あんぜんプロジェクト」を立ち上げ、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるよう、希望する企業の安全活動や労働災害発生状況をホームページで国民に見えるように公表する取り組みを行っています。

この運動を支援・促進するため、『見える』安全活動コンクール」を行い、安全活動の「見える」化について、取組事例を募集、公開し、広く国民から投票を募り、優良事例を決定します。これにより、国民の安全活動への関心を喚起し、「見える」安全活動の好事例を普及し、また、安全活動の熱心な企業の企業価値（安全ブランド）を向上することなどを通じて、事業場の安全活動の「見える」化への取り組みを活性化することを目的としています。

「見える」安全活動とは

「見える」安全活動は、様々な観点での取り組みが考えられます。

第一に、通常視覚的に捉えられない危険有害要因を従業員に対して可視化（見える化）することです。従業員が労働災害に対する認識を共有したり、それぞれの職場での危険予知活動が活発化することが期待されます。

第二に、行うべき安全活動を現場で見えるように示すことです。各従業員自らが行うべき安全活動への従業員の意識が高まることが期待されます。

また、これら「見える」化に取り組む過程で、従業員が参加することにより、従業員全体に広く安全意識が共有されることが期待されます。

そして、これら事業場内での「見える」化の取り組みを、国民に対して「見える」化することにより、企業による安全活動と企業価値（安全ブランド）の向上を結びつけることが期待されます。

このように、「見える」化すること、また、「見える」化を活用して行う安全活動を、「見える」安全活動と言います。

昨年度の応募状況を踏まえ、今年は以下の 7 つの「見える化」の類型別に応募を行います。

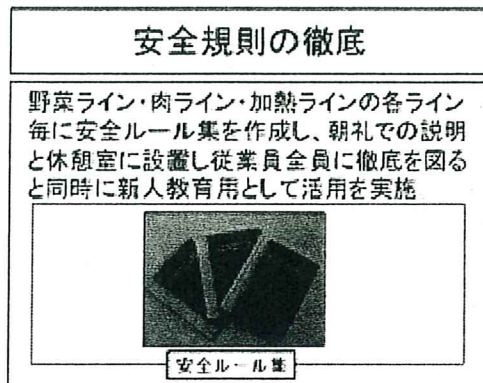
- I. 危険有害性の「見える化」
- II. 安全衛生情報の「見える化」
- III. 見えない安全衛生事象の「見える化」
- IV. 安全衛生活動への参加の「見える化」
- V. 第三者に対する安全衛生の「見える化」
- VI. IT 技術を利用した安全衛生活動の「見える化」
- VII. 安全衛生活動の「見える化」による見える化以外の効果

Ⅱ 安全衛生情報の「見える化」

- ア わかりにくい文章が多い資料や、不特定多数で関係情報に対する知識がさまざまな者などに対する資料について、写真、イラスト、漫画、図絵、動画等によって視覚に訴えて、わかりやすくしているもの。
- イ 掲示物を災害・ヒヤリハットの発生場所、掲示板の定位置、出入り口、休憩所、トイレ、移動式掲示板など、見て改めて意識できる場所、見る時間に余裕がある場所、広域の現場での適切な場所などに掲示することにより、情報を効果的に伝達しているもの。
- ウ 過去に発生させた労働災害等を風化させないよう、関係する物品、現場、写真等を保存・展示しているもの。

【優良な活事例】

・安全情報の「見える化」



(株)GFF

・死亡災害の風化防止（見える化：安全伝承館）



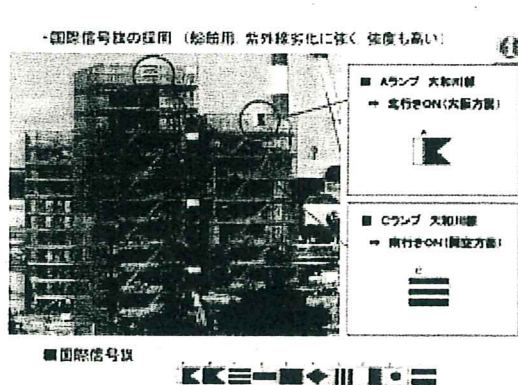
(株)九電工

・漫画で学ぶ事故物語



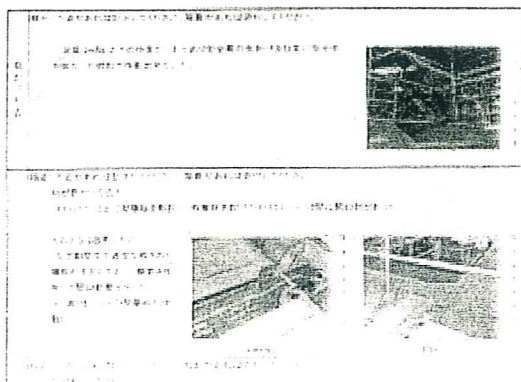
高幸建設(株)

・大きく掲げて、しっかり確認



鹿島建設(株)

・安全施工指導員報告書



JFEメカニカル(株)

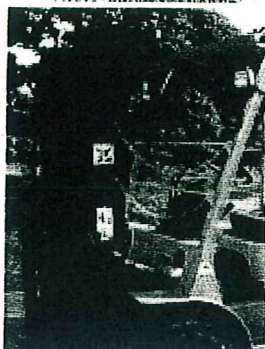
・各職場保護具の掲示



モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン

・フォークリフト運搬作業と安全職場

1. フォークリフト運搬作業の安全確保
（フォークリフトの侵入による被害防止）



フォークリフトの侵入による被害防止



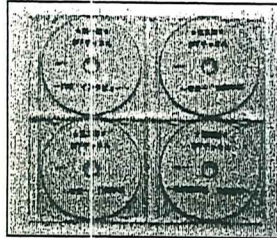
フォークリフトの侵入による被害防止



ヒルタ工業(株)

情報の共有化と徹底

GFFチャンネルとして定期的に自作DVDによる社長メッセージ、安全教育、工場の良い取り組み等の情報発信により安全衛生活動の取り組みの共有化と徹底を図る。

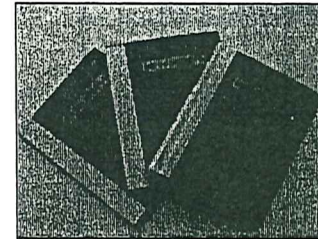


GFFチャンネル



安全規則の徹底

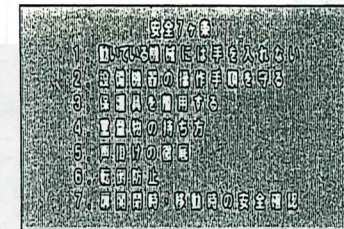
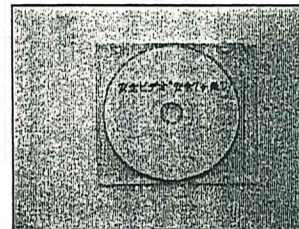
野菜ライン・肉ライン・加熱ラインの各ライン毎に安全ルール集を作成し、朝礼での説明と休憩室に設置し従業員全員に徹底を図ると同時に新人教育用として活用を実施。



安全ルール集

安全の基本教育

安全上の基本遵守事項”安全7か条”についてDVDを自作し、全従業員が視聴し安全行動の基本について再認識と徹底を図ると同時に新人教育用としても活用を実施。



安全7か条DVD

検査・出荷・梱包・るつぽ手入れ作業保護具

2012/10/26 Revised

作業場	炉室	ルツボ手入れ室			ルツボ洗浄・乾燥室	*梱包・出荷室			関係条文
主な作業内容	炉室内(安全通路外)	製品手入れ	検査	データ入力作業	製品洗浄・乾燥	マッフル炉	梱包	データ入力作業	
防塵マスク									
簡易防塵マスク(3M等)		○	○						安衛則593条
簡易マスク			○		○	○	○		安衛則593条
保護メガネ	○	○	○			○ 800℃			安衛則106条
耳栓		○	○						安衛則595条
軍手									
ゴム手袋		○	○ 手入れ後		○				
ポリエチレン手袋									
耐熱手袋						○			
耐熱エプロン						○ 800℃			

簡易防塵マスクは国家検定合格品を使用すること

*クリーンブース内はクリーンブース内作業手順書に従った服装をすること。

赤字の作業は作業認定、安全教育が必要。

署名

2011/3/11
2012/10/26

初版発行
耐熱手袋、耐熱エプロン着用温度追記

るつぽ、HTR加工作業(加工室、マンドレル準備室)保護具

2012/10/26 Revised

作業場	炉室	マンドレル室	マンドレル準備室			機械加工室	PMP室	GB室	関係条文	
主な作業内容	炉室内(安全通路外)	マンドレル移動	フラッシュコーティング除去	HTR手入れ	データ入力作業	ハンドツール作業	ハターン貼付け	GB加工		
防塵マスク										
簡易防塵マスク(3M等)		○	○	○		○	○	○	○	安衛則593条
簡易マスク										
保護メガネ	○	○	○	○		○	○	○	○	安衛則106条
耳栓		○	○	○		○	○	○	○	安衛則595条
ゴム手袋		○	○	○		○	○	○	○	
ポリエチレン手袋										
耐薬品手袋										

簡易防塵マスクは国家検定合格品を使用すること

赤字の作業は作業認定、安全教育が必要。

署名

2011/3/11
2012/10/26

初版発行
フライス設置作業にポリエチレン手袋追加
